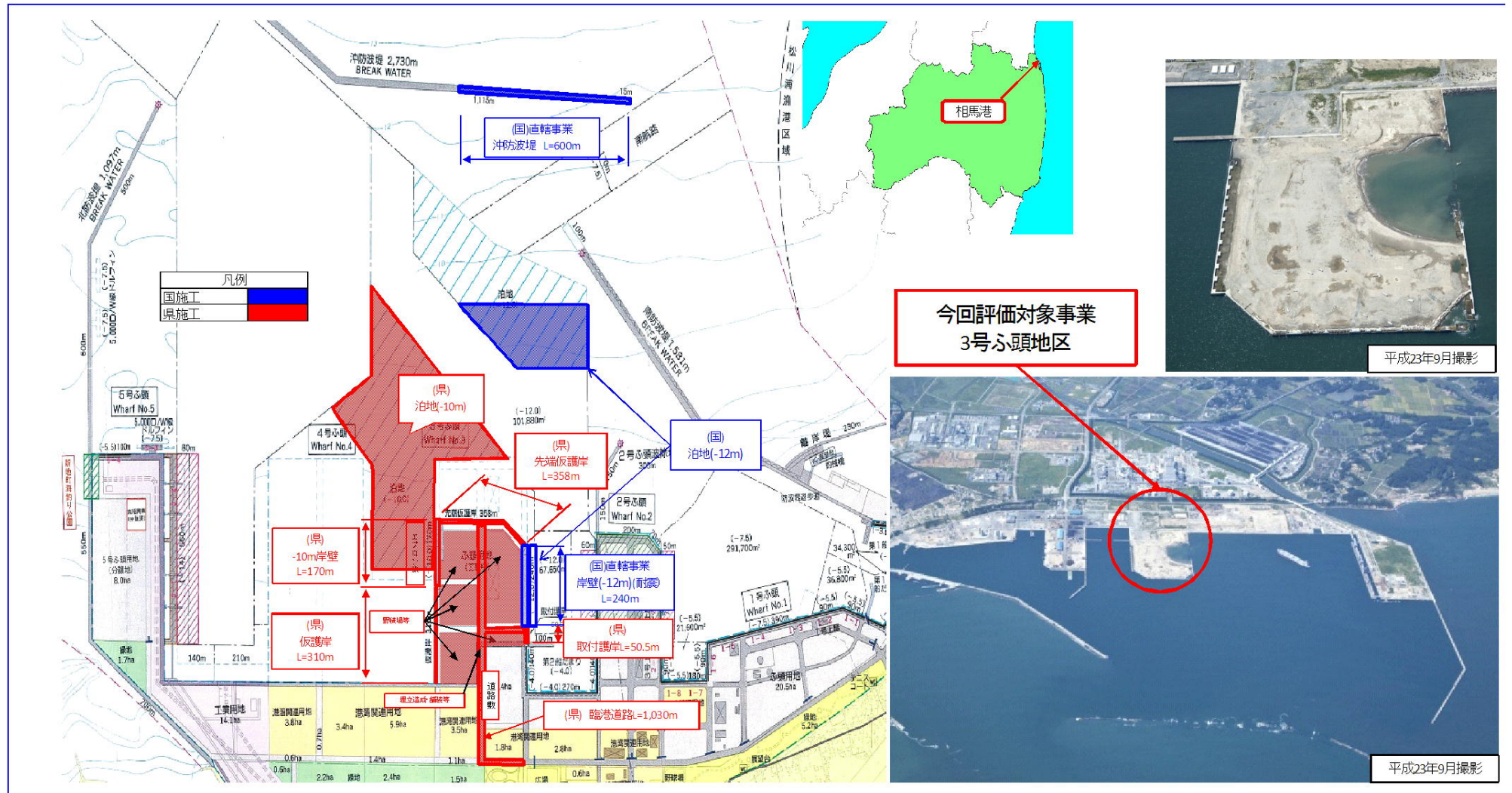


平成24年度事業別評価調書（チェックリスト）

整理番号	104	事業名	補助事業（港湾）	補助 単独	地区名 （事業箇所名）	相馬港 3号ふ頭地区	関係 市町村名	新地町 相馬市	担当部（局） 課名	土木部 港湾課	
評価の対象となる理由	第1項第4号： 実施から5年を経過し継続中の事業				前回（平成18 年度）評価時 の対応方針	委員からの提言：事業継続 付帯意見：特になし			県の対応方針：事業継続		
事業根拠法・要綱等の名称	港湾法第42条										
事業の概要	[事業目的及び全体計画] (1) 事業目的 相馬港は、相双地域はもとより県北地域さらには宮城・山形両県の南部を包含した広域経済圏の海の玄関口として、また背後地の工業開発を目指した相馬地域開発の物流拠点として、本県の産業振興に重要な役割を担っており、貨物量の増大と船型の大型化に対応するため、相馬港3号ふ頭の整備を行う。 さらに、本港は災害時の緊急物資受入港としての役割も有しており、3号ふ頭において国事業により耐震強化岸壁の整備を行う。 (2) 全体計画 [県事業] 岸壁（-10m）L=170m×1バース 泊地（-10m）A=22ha 臨港道路L=1,030m ふ頭埋立造成A=16ha [関連事業] 岸壁（-12m）L=240m×1バース（国事業） 泊地（-12m）A=18ha（国事業） 沖防波堤 L=600m（国事業）等 []は採択時、< >はH18評価時					[事業に関する社会経済情勢]（特記すべき事項） (1) 現在の状況 東日本大震災により相馬港とその周辺企業は甚大な被害を被った。しかしながら、相馬共同火力発電所をはじめ多くの周辺企業が震災後、操業を再開している。一方、物流における国際化の進展により、船舶の大型化の傾向が進んでおり、これら港湾利用企業からは大型岸壁を有するふ頭の整備が求められている。 また、相馬港は、災害時の緊急物資受入港として福島県地域防災計画に位置付けられており、大規模災害等に対応できる耐震強化岸壁を有する3号ふ頭地区の早期供用が急務となっている。 (2) 変化の有無 有 <input checked="" type="radio"/> 無 (3) 変化の内容 — (4) 地域の協力体制等 相馬港の利用拡大を図るため、地元の相馬市、新地町、県及び地元商工団体等により「相馬港利用促進協議会」を設立し、相双地区にとどまらず、県北地域を始め宮城県や山形県の企業に対して利用拡大に向けた積極的なポートセールスを展開している。					
	事業の採択年度	H8	完成目標年度	[H24] <H24> H26	用地着手年度	—	工事着手年度	H8			
	事業費（百万円）	全体事業費（うち用地費）	これまでの投資事業費合計	左の財源内訳又は負担割合	これまでの年度別投資実績（24年度は見込額である。）						
					～21年度	22年度	23年度	24年度			
	[7,183] <7,183> 7,552 (—)	5,915 (—)	国費 991.5 県費 4,923.5	4,631 (—)	750 (—)	534 (—)	352 (—)				
	[関連事業] [19,122] <19,122> (21,511)	(18,163)	国費 (9,990) 県費 (8,173)	(17,058)	(415)	(690)	(555)				
進捗率	事業費ベース	78.3%	用地費ベース	— %	その他 () %						
事業の進捗状況	[整備の状況] 平成8年度に工事着工し、岸壁（-10m）、泊地（-10m）、護岸の整備、埋立及び整地を実施している。 [事業実施上の課題や問題点、今後の事業見通し] 震災による被災はあったものの、事業の実施は概ね順調に進んでおり、平成27年度の供用に向けて着実に事業を進める。 [県事業の進捗状況（平成23年度末）] 岸壁（-10m）86.5%、泊地（-10m）100.0%、臨港道路2.7%、ふ頭埋立造成78.7% [関連事業の進捗状況（平成23年度末）] 岸壁（-12m）（国事業）91.9%、泊地（-12m）（国事業）100.0%、沖防波堤（国事業）89.5%										
	みなし進捗率 = (B) / (A) = 93% (>70%) 投資済事業費 (B) = 5,915百万円										
	みなし事業費 (A) = 全体事業費 7,552 × 経過年数 16年 = 6,360百万円 全体工期 19年										
評価	<input checked="" type="radio"/> A B C				評価	<input checked="" type="radio"/> A B C					

平成24年度事業別評価調書 (チェックリスト)

[位置図] 及び [事業概要図]



(別紙)

費 用 対 効 果 分 析

補助事業(港湾)[相馬港3号ふ頭地区]

$$\frac{\text{効果(便益) B}}{\text{費用 C}} = \frac{B①+B②+B③+B④}{C①+C②+C③}$$

[費用項目]

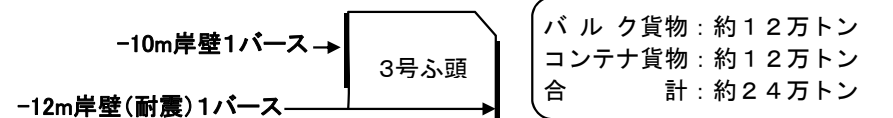
C①: 県事業費	94.94億円	C②: 関連事業費	350.48億円
C③: 維持修繕費	12.93億円		

[効果項目]

B①: 輸送コストの削減(輸送便益) ・他港で取扱っていた貨物について近傍の相馬港を利用することにより、陸上輸送距離短縮等により、輸送コストを削減できる効果。	B①合計	133.24億円
B②: 震災時の輸送コストの削減と港湾施設復旧費用の節減(耐震便益) ②-1 震災時輸送コストの削減(震災輸送便益) ・緊急物資の搬入搬出のほか、被災した岸壁の代替施設として、一般貨物を海上輸送により直接被災地へ搬入・搬出することで、他港を利用する場合より輸送コストを削減できる効果。	B②合計	10.82億円
	②-1	1.71億円
②-2 施設被害の回避(施設被害回避便益) ・震災時に岸壁の復旧費用が不要となる効果。(復旧費用)	②-2	9.11億円
B③: 避泊による海難の減少(安全便益) ・防波堤整備により避難泊地の確保が可能となり海難の減少が期待できる。 海難による船舶損傷、積荷の損失、人的被害、海洋環境汚染に伴う損失等が回避される効果	B③合計	755.44億円
B④: 造成用地・沖防波堤等の残存価値(残存価値) ・埋立てにより造成される用地、沖防波堤等の残存価値。	B④合計	3.88億円

[考え方]

- ・3号ふ頭地区の取扱貨物量については、背後アクセス道路の整備、企業ヒアリング等の状況を踏まえ以下のとおり見込まれる。
 - バルク貨物 : 主に背後圏に立地する企業の取扱貨物について相馬港シフト等による増加。
 - コンテナ貨物 : 3号ふ頭や背後アクセス道路の整備等により、現在、京浜港を利用している相双、県北地域企業の相馬港シフトによる増加。



- ・評価年度を基準年度として工事期間と供用開始後50年間に生ずる効果額、費用額を算出し比較する。
- ・本事業は、県、国による共同事業で建設するものであり、費用対効果分析については、3号ふ頭全体に要する費用及び便益を算出している。

計算

$$\frac{B①+B②+B③+B④}{C①+C②+C③} = \frac{133.24+10.82+755.44+3.88(\text{億円})}{94.94+350.48+12.93(\text{億円})} = \frac{903.4}{458.3} = 1.97$$